

妊娠・出産にかかる
経済的負担を軽減し、
安心して子育てができる
社会を目指します

妊婦のための 支援給付



子ども・子育て支援法に基づき、妊婦のための支援給付『妊婦支援給付金』として支給します。

対象者

申請時点で朝来市に住民票があり、妊婦給付認定を受けた妊婦または産婦

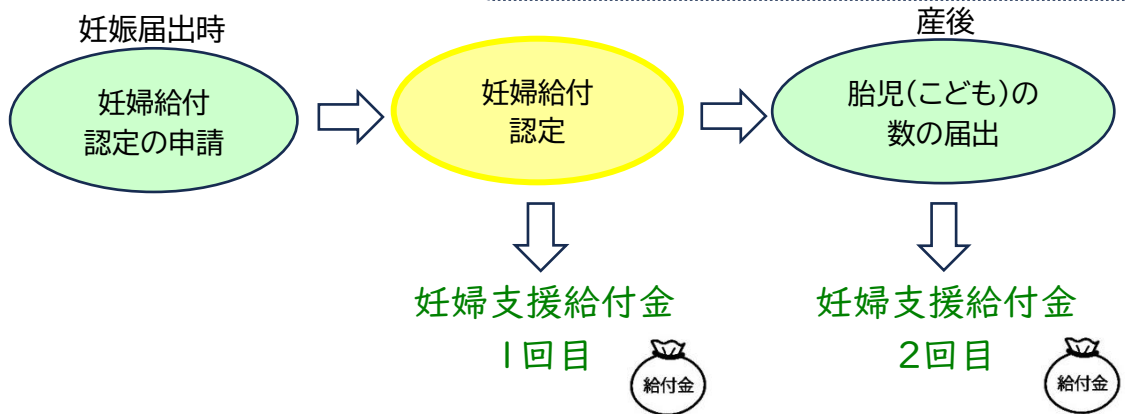
- ・本給付では、妊娠の定義を医師による胎児心拍の確認としています。
- ・流産や死産、人工妊娠中絶の場合でも、医師の胎児心拍の確認及び胎児の数を証明する診断書等の提示により妊婦給付認定及び給付金の給付は可能です。
- ・他自治体で、妊婦支援給付金の給付を受けた方は対象外となります。(1回目・2回目とも)

給付額

妊娠届出時と出産後の2回に分けて支給します。

1回目:妊婦一人あたり**5万円** 2回目:妊娠しているこどもの人数×**5万円**

給付の流れ



給付にあたっての留意事項

- ◇給付金は妊婦本人の口座に振込みいたします。妊婦本人名義の口座以外への振り込みはできません。
- ◇流産・死産・人工妊娠中絶等の場合であっても、胎児心拍が確認されていれば、1回目・2回目ともに給付金の支給対象となります。(医師の診断書等が必要となる場合があります。)
- ◇朝来市で妊婦給付認定を受けられた方が、2回目の給付金の支給を受けられる前に転出された場合は、妊婦給付認定が取り消されます。2回目の給付金を受けるためには、転出先の自治体で、新たに妊婦給付認定の申請を行う必要があります。
- ◇申請期限は、1回目は医療機関等で胎児心拍が確認された日から2年間です。2回目は出産予定日の8週間前から2年間です。

